

登米市地球温暖化対策地域推進計画改定支援業務 仕様書

1 業務名

登米市地球温暖化対策地域推進計画改定支援業務

2 業務目的

登米市は、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明し、温室効果ガス排出量削減や再生可能エネルギー導入等に取り組むこととしており、その実現に向けて、「登米市地球温暖化対策地域推進計画（区域施策編に該当）」における目標や取組を見直し、同計画を改定する必要がある。

本業務は、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ実現のための同計画改定に必要な温室効果ガス排出量や再生可能エネルギー導入ポテンシャル等の基礎情報の調査・分析や温室効果ガス排出量の将来推計を行うとともに、それらの結果をもとに、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ実現のための目標作成や具体的な施策や取組、体制等を検討し、同計画の改定に向けた支援を行うことを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年1月15日（月）まで

4 支払方法

業務完了後の支払いとする。

5 業務の内容

(1) 基礎情報の調査・分析及び温室効果ガス排出量の将来推計

① 基礎情報の調査・分析

ア 登米市地球温暖化対策地域推進計画（以下、「計画」という。）や登米市地域新エネルギービジョンを踏まえ、登米市の地域特性、温室効果ガス削減及び再生可能エネルギー導入等に関する現状を調査・分析し、課題を整理すること。

イ 国や他の地方公共団体の地球温暖化対策に関する施策等を調査すること。

ウ 再生可能エネルギー導入ポテンシャルを調査すること。

- ・ 登米市の自然・地理的条件、社会的条件、経済的条件を踏まえ、再生可能エネルギーの種別ごとに、その導入ポテンシャルを調査すること。
- ・ 社会的条件として、人口の変移・将来推計等を整理すること。
- ・ 経済的条件として、地域経済循環分析結果等を参考に整理すること。
- ・ 地理的・技術的制約等について調査・検討し、導入に係る課題を種別ごとに整理すること。
- ・ 単純な導入適性の有無ではなく、短期的、中長期的な導入適性の評価を行うこと。

② 温室効果ガス排出量の推計

ア 2050年までの推計を、複数パターンで行うこと。

- ・ 自治体排出量カルテ等のデータを活用して、部門別に推計すること。
- ・ 「炭素量按分法」に加え、「実績値活用法」による推計方法も検討す

ること。

- ・ 2050年度までの「現状すう勢（BAU）ケース（既存の取組を実施した場合のケース（現行計画ケース）と脱炭素を達成するケース）」におけるエネルギー消費量・排出量を推計すること。

イ 二酸化炭素の森林吸収量等の吸収源ごとの吸収量について調査すること。

(2) 将来ビジョン及び脱炭素ロードマップの作成支援

ア 調査・分析結果等を踏まえ、2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロを見据えた将来ビジョン及び脱炭素ロードマップを作成すること。

イ 将来ビジョンについては、登米市の総合計画及び環境基本計画との整合性を図りながら検討すること。

(3) 再生可能エネルギー導入目標及び脱炭素に資する目標の作成支援

ア 短期目標（2030年）と長期目標（2050年）を検討すること。

イ 再生可能エネルギー導入目標については、新たな技術革新を想定した場合など複数のパターンを検討すること。

ウ 脱炭素に資する目標は、排出量の将来推計や吸収量を踏まえ、国や宮城県の目標と整合性を図りながら検討すること。

(4) 目標実現に向けた施策や取組（以下「施策等」という。）の検討

ア 現状と将来ビジョンから、目標達成に係る課題を整理すること。

イ 課題等を踏まえ、目標実現に向けた地域脱炭素及び再生可能エネルギー導入に関する施策等を検討すること。

- ・ 脱炭素を地方創生や地域課題解決に結びつけた施策等を検討すること。
- ・ 国や宮城県の施策や補助事業等を踏まえること。
- ・ 温室効果ガス排出量削減に関する施策等については、森林吸収量やカーボンファームによる二酸化炭素吸収効果等を検討すること。

ウ 登米市地球温暖化対策率先実行計画（事務事業編に該当）との一体的な改定を踏まえ、施策等を検討すること。

(5) 管理指標及び体制の検討

ア 指標については、施策等による効果を整理し、進捗度の把握が容易で、数値等、客観性があるものを検討すること。

イ 進捗度の管理については、PDCAサイクルによる体制を検討すること。

ウ 市民や事業者等のステークホルダーを調査し、施策等の推進に係る役割分担と連携体制について検討すること。

エ 計画改定の検討や改定後の推進・進捗管理に関する体制について、既存組織（※）の拡充（有識者、市民・事業者の代表者等の追加）による体制構築の検討のほか、別に専門の協議会等を設置する必要性についても検討すること。

※ 登米市環境審議会、登米市環境市民会議

オ 地域脱炭素、再生可能エネルギー等の地球温暖化対策に関する有識者や市民・事業者の団体等を調査すること。

(6) 会議等

ア 登米市環境審議会等の会議における本業務に係る説明及び会議資料作成等の支援を行うこと。（会議出席は、3回程度を想定）

イ 庁内各部門の担当者を対象とした本業務に関する説明会を開催すること。（1回）

ウ 打合せ、協議、委託者への助言及び支援を適宜行うこと。

6 成果物

- (1) 納品物は以下のとおりとし、印刷物で各5部及びCD-R等の電子媒体で納品すること。成果物の内容は、計画改定に反映させることを前提に作成することとし、グラフや表、イラストなどを活用し視覚的に見やすくわかりやすいものとなるよう工夫するとともに、根拠となる資料や参考資料の参照元を明確にすること。

なお、電子媒体で納品するデータ形式は、計画改定作業において使用できるよう汎用性のあるものとする。

成果物	内容
業務報告書	調査・分析・推計結果及び検討結果等
業務報告書概要版	業務報告書の説明資料として概要版を作成すること。
その他関連資料	調査分析の根拠資料、参考資料等
附帯資料	打合せ記録等

- (2) 納品場所

登米市役所 市民生活部 環境課 環境政策係

7 留意事項

- (1) 本業務の実施に先立ち工程表を作成し、委託者に提出することとし、業務の進捗状況報告は速やかに行ない、打合せの内容は随時記録すること。
- (2) 本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度委託者と受託者が協議し定めるものとする。
- (3) 本業務委託で作成された成果物に関する著作権等のすべての権利は、登米市に帰属することとする。
- (4) 受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏洩すること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。
- (5) 委託業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (6) 本業務を遂行するにあたり受託者が第三者に損害を与えた場合、また業務遂行に際し受託者の従業員や機械・設備等に事故や盗難が発生した場合は、全て受託者の責任において解決すること。
- (7) 業務が完了した場合、委託者に通知を行い、検査を受けなければならない。検査の結果修正が必要な場合は、速やかに委託者の指示に従い行うものとし、それに要する費用は受託者の負担とする。